

令和4年7月 相談件数

502件



(前月比: ▲73件)

(前年同月比: ▲64件)

掲載内容

- 9月は高齢者悪質商法被害防止キャンペーン月間です
- 令和3年度消費生活相談概要
- 現役警察官と消費生活相談員が最新事例をお話します
- おトクにお試しだけ? まさか「定期購入」だったなんて…
- 消費者被害注意報

9月は高齢者悪質商法被害防止キャンペーン月間です

高齢者をターゲットとした悪質商法による被害が後を絶ちません。そこで、敬老の日を迎える9月に関東甲信越地区の1都9県6政令指定都市及び国民生活センターと共同で、被害を未然に防ぐためのキャンペーンを実施します。

実施期間: 令和4年9月1日(木)~30日(金)

- ❖ 啓発用リーフレットを配布します
 - ◆ 場所: 各区役所、図書館、生涯学習センターなど
- ❖ 高齢者向け特別電話相談を実施します
 - ◆ 日時: 令和4年9月20日(火)、21日(水) 9:00 ~ 16:30
 - ◆ 電話番号: 043-207-3000 (相談専用電話)

講演会を開催します!

「こんな悪質商法と詐欺に
気を付けて!」

詳細及び

申込方法は

中面を

ご覧ください。



一人で悩まず、相談を!

悪質業者は、高齢者が抱える不安の3K(孤独・健康・金)に付け込み、言葉巧みに勧誘し、不当で高額な契約をさせる特徴があります。優しい言葉で近寄ってきて品物やサービスを勧められても、その場ですぐに契約せず、身近な人に相談してみましょう。

孤独 ...「お悩み聞きますよ」
 健康 ...「飲むだけで痛みが取れますよ」
 お金 ...「老後資金を増やしませんか」
 「必ず儲かりますよ」



高齢者を守る地域の見守り

高齢者は、自分で被害にあっていると気付かなかったり、被害にあったことを恥ずかしがって相談をためらったりする傾向があります。高齢者の被害防止には、地域の方々の見守りが重要です。



あれ? おかしいな...

見守り

3ステップ

- ① 普段と違う様子への『気づき』
例) 見慣れない人が出入りしている、未開封のダンボールが積み重なっている
- ② 本人の気持ちに寄り添った『声かけ』
例) 「最近どうですか?」「これ、どうしましたか?」「何かお困りのことはありませんか?」
- ③ 困ったら消費生活センターに『つなぐ』

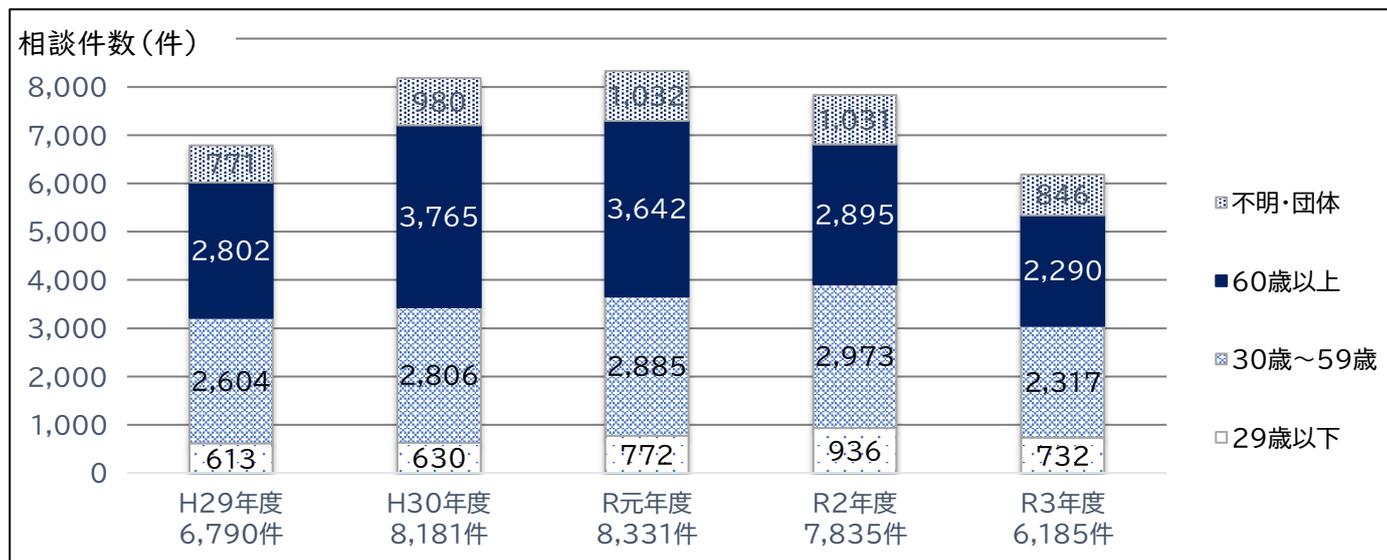
☎043-207-3000 月~土 9:00 ~ 16:30 (祝日・年末年始を除く)



令和3年度消費生活相談概要

相談件数は6,185件で高止まり状態

令和3年度に千葉市消費生活センターに寄せられた相談件数は、6,185件で、この数年間高止まりとなっています。



主な相談内容

令和3年度	
商品一般	553件
賃貸アパート	234件
役務その他サービス	194件
相談その他	176件
修理サービス	168件

商品一般 商品が特定できない、または商品が複数の分類にまたがっている相談
(事例)「クレジットカード会社から身に覚えのない請求を受けた」

賃貸アパート 集合住宅の賃貸借・使用貸借、賃貸マンション・アパート、マンション・ウィークリーマンション等

(事例)「退去を申し出たところ、高額な修理代を請求されて、納得できない」

役務その他サービス データ復旧、被害回復などの役務に関する相談

(事例)「ネット閲覧中にウイルス感染したと警告が出たので、セキュリティサポート契約をしたが詐欺ではないのか」

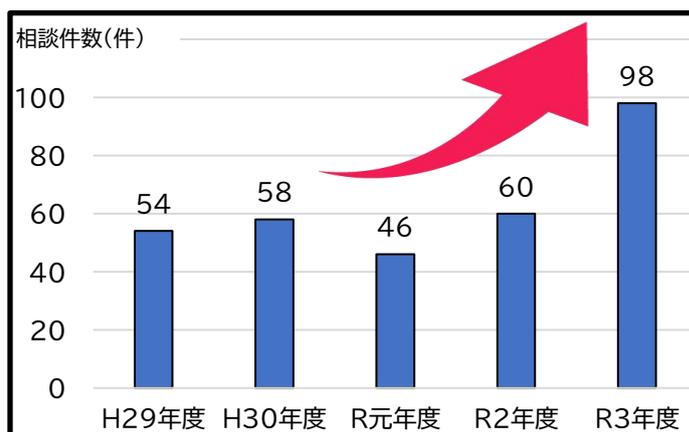


特に急増している相談内容

内職・副業に関する相談は98件で、前年度より38件(63.3%)増加しています。「初心者でも簡単に儲かる」とうたうインターネットやSNSの広告を見て副業サポート会社に登録したが、説明と違い稼げないなどの相談が多く寄せられています。

高額収入を強調する広告やSNSの情報を安易に信じないようにしましょう。また友人や知人から誘われても、少しでも不審に思ったらきっぱり断りましょう。

内職・副業に関する相談件数の推移



現役警察官と消費生活相談員が最新事例をお話しします

参加費
無料!

講演会「こんな悪質商法と詐欺に気をつけて！」に参加しませんか？

おいしい話には裏がある!? 身近なところで、悪質商法や詐欺があなたや家族を狙っています。最新の手口や対処法を知って安心・安全なくらしと大切な財産を守りましょう。

日時	9月30日(金) 14:00~15:40	10月4日(火) 14:00~15:40
会場	鎌取コミュニティセンター 千葉市緑区おゆみ野 3-15-2	高洲コミュニティセンター 千葉市美浜区高洲 3-12-1
定員	30名(先着順)	30名(先着順)
申込	9月1日(木)より電話(消費生活センター: 043-207-3602)にて受付	
その他	ちばシティポイント対象講座	

おトクにお試しだけ? まさか「定期購入」だったなんて...

インターネットやSNSでお得感を強調した広告に誘導され、1回だけのお試しのつもりで健康食品や化粧品を注文したら定期購入になっていた、事業者に電話をしてもつながらず解約できない、という相談がインターネット利用者を中心に急増しています。

こうした定期購入のトラブル増加を受けて特定商取引法が改正され、令和4年6月1日から事業者は、**最終確認画面**で注文内容を明確に表示しなくてはならなくなりました。



注文確定ボタンを押す前の**最終確認画面**で押さえる**3つのポイント**

① 1回限りの購入ですか? 継続的な購入ですか?

「初回無料」「初回お試し価格」「初回限定〇〇%オフ」「〇カ月コース」などの表示は要注意

➡ 複数回の購入が条件になっていないか、画面の隅々までよく読んで確認を!

② 2回目以降の価格はいくらですか?

➡ 「初回」価格と「2回目以降」の価格は違うことがあります。

③ 解約・返品は可能ですか? その条件・方法は?

「〇回をお受け取り後に解約できます」「〇回のお受け取りが条件になっています」の表示は...

➡ 1回限りでは解約できません! 支払い総額を確認しましょう。

解約手段が電話やメッセージアプリに限定されているケースはトラブル多発!

➡ 電話が繋がらない、メッセージアプリの操作がうまくできない、など簡単に解約ができないことも想定しておきましょう。

残り 03:45分!
売り切れ間近
カウンター表示に焦らされ
ないで、落ち着いて確認!

Q: 「定期縛り無し」「いつでも解約可能」と書かれていれば、警戒しなくてもよい?

A: いいえ。初回だけ受け取り、2回目以降を解約しようとする、高額な違約金等がかかるケースもあります。必ず「**最終確認画面**」で解約条件等を確認しましょう。



重要! 証拠を残すためにも、**「最終確認画面」をスクリーンショット等で保存**しましょう。

誤認させるような表示等により申込みをした場合は、契約を取り消せる可能性があります。よく分からない場合やトラブルが生じた場合は、消費生活センターへご相談ください。



古着 など、不用 なものはありませんか？

訪問買取の勧誘電話に注意！

突然の電話で、不用品を買い取りたい、価値のなさそうな物でも海外で売れる、壊れていても部分的に使える、査定無料、と言葉巧みに勧誘し、自宅を訪問しようとする悪質な訪問購入の被害が後を絶ちません。

事例 突然、「着なくなった洋服や使わなくなった食器はありませんか？」と、不用品回収業者から自宅に電話があり、「価値のありそうなものはない」と断ったところ、「Tシャツ1枚でもいい、ちょうど近所を回るのでついでに無料の査定だけでも」と言うので、洋服を処分できればと思い、来訪を了承した。



翌日業者がやってきて、洋服の写真を撮影し、本部に送って査定をすることになった。「待っている間に査定だけさせていただきます、ネックレスや指輪などの貴金属はありませんか？」としつこく聞かれ、断り切れずネックレスを見せたところ、いつのまにか買取契約の話になって、安く買い取られてしまった。

- ◇ 事前の約束と違う物品の買い取りを勧誘することは法律で禁止されています。自宅で買い取られた物品は一部の例外を除き、クーリング・オフが適用され、引き渡した物品の返却や受け取った代金の返却をすることができます。
- ◇ 不用品買取の勧誘電話で自宅訪問の約束を取り付ける業者の目的は、貴金属等を格安で買い取ることです。不要な勧誘はきっぱり断りましょう。
- ◇ 固定電話に通話録音装置等をつけると、しつこい勧誘などの迷惑電話を防ぐ効果が期待できます。10月末まで、高齢者対象の購入補助金制度を活用できますので、不安な方は検討してみましょ。申請をされる方は、区役所や公民館等にある案内チラシをご覧の上、機器等の購入前にお電話ください。
補助金の問合せ・予約 ☎043-207-3601~03



まずはお電話で！

商品・サービスの契約トラブルは千葉市消費生活センターへ

相談専用電話 ☎043-207-3000

※月曜日～土曜日 9:00～16:30 ※祝日・年末年始は除く